

2. 出産に関する経済的支援

妊婦検診

お住まいの市区町村によって回数や内容は異なりますが、妊娠の届出を行うと、妊婦健診を公費負担により受診することができます（一部、自己負担が発生する場合があります）。

助産制度

経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を行う制度があります。所得制限および自己負担がありますので、お住まいの都道府県等にお問い合わせください。

出産育児一時金

健康保険から子ども一人につき35万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等で分娩した場合には38万円）が支給されます。この出産育児一時金については、事前に申請することにより、医療機関等が代わりに受け取ることで、35万円（38万円）を超える費用のみ支払うようにすることも可能です。なお給付額については、ご加入の健康保険組合やお住まいの自治体によって、付加給付がある場合もあります。

その他、企業による経済的支援

出産奨励金や出産祝い金などの一時金を支給している企業もあります。会社の制度を確認してみましょう。

3. 子育てに関する経済的支援

乳幼児等医療費の助成

医療保険制度における自己負担について、その費用の一部を各自治体が助成するものです。自治体によって所得制限や年齢の上限等が異なりますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。

児童手当

小学校修了前の児童（12歳到達後の最初の3月31日までの児童）を養育している方で、前年の所得が限度額未満の場合に手当が支給されます。0～3歳未満は一律月額10,000円。3歳～小学校修了前までは、第1子、第2子は月額5,000円。第3子以降は月額10,000円。お住まいの自治体にお問い合わせください。

その他、企業による経済的支援

子どもの扶養に対して手当金を支給したり、ベビーシッター等の費用補助などを行っている企業もあります。会社の制度を確認してみましょう。

4. 育児休業中の経済的支援

育児休業給付金

育児休業給付には、育児休業期間中に支給される育児休業基本給付金と、育児休業が終了して6か月経過した時点で支払われる育児休業者職場復帰給付金とがあります。

支給額は、育児休業基本給付金が、支給対象期間（1か月）当たり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の30%相当額、育児休業者職場復帰給付金が、職場復帰後にまとめて、休業開始時賃金日額×育児休業基本給付金が支給された支給対象期間の支給日数の合計日数の10%（注）相当額となっています。

注）平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給対象となる育児休業を開始した方については、暫定的に育児休業者職場復帰給付金の給付率が20%相当額となり、全体の給付率は50%となります。

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料免除

育児休業期間中の社会保険料は、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間（ただし子が3歳に達するまで）について、被保険者負担分および事業主負担分ともに保険料が免除されます。年金額の計算に際しては、育児休業取得直前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして取り扱われます。

その他、企業による経済的支援

企業によっては、育児休業期間の最初の数日～20日程度を有給扱いにしたり、支援金を支給するという制度を設けているケースもあります。会社の制度を確認してみましょう。

5. 事業主に対する助成金

企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関して、次のような助成金があります。両立支援に必ずしも積極的でないという企業にいる場合でも、助成金を活用して両立支援措置を講じるよう、経営者や人事担当者に働きかけるという方法もあります。

中小企業子育て支援助成金

中小企業子育て支援助成金は、労働者数100人以下の企業において、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて生じた事業主に支給される助成金です。問い合わせ先は、労働局の雇用均等室です。

両立支援レベルアップ助成金

事業主が実施する次のような両立支援策に対して支給される助成金です。問い合わせ先は、(財)21世紀職業財団地方事務所です。

- ・育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき
- ・育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき
- ・小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき
- ・労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

IV

主な保育施設、 子育て支援サービス

1. 毎日の保育

幼稚園

「学校教育法」に定められた「学校」で、文部科学省の管轄です。満3歳から小学校就学の年（満6歳）になるまでの幼児に入園資格があります。教育時間は、4時間を標準とし、幼稚園教諭が教育を行います。

認可保育所（公立・私立）

厚生労働省が定める一定の基準を満たし、都道府県知事の認可を受けている保育所のことを指します。0歳から小学校就学の年（満6歳）になるまでの乳幼児が利用できますが、両親ともに就労しているなど「保育に欠ける」事由があることが条件です。

公費の助成を受けて運営されています。料金も、子どもの年齢と前年度の所得税額等に応じて決められています。

認可外保育所

「認可保育所」以外の保育施設です。「保育に欠ける」事由の有無に関係なく、保育を希望する保護者は施設に直接申し込みます。

公費の助成はなく、原則的に保護者からの保育料のみで運営されています。料金も自由に決めることができます。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、以下①②の機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設のことです。0歳から小学校就学の年（満6歳）になるまでの乳幼児が利用できます。

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている・いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施）

②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施）

家庭福祉員（保育ママ）

保育士資格を有するなどの一定の要件を満たしており、家庭的な環境の中で「保育に欠ける」乳幼児を保育するものとして認定された人です。各福祉員宅で保育します。満3歳未満までの子どもを預かります。



2. 主な子育て支援サービス

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）がセンターに申し込むことにより会員となり、育児について助け合う会員組織で、設立運営は市区町村が行っています。

援助会員は特に資格を持っているわけではありませんが、センターが研修会を実施しています。利用料は、子ども1人1時間当たり700円～800円程度です。

病児・病後児保育

子どもが病中または病気回復期にあって、集団保育が困難な場合、保育所や専用施設等で子どもを預かり、保育および看護ケアを行います。認可保育所併設型、小児科併設型などがあります。

ベビーシッター

時間制で、自宅に来て保育をしてくれるサービスのことです。民間企業やNPO、社団法人などサービス提供者も様々で、ベビーシッターの採用資格も様々です。

3. 就学後の保育

放課後児童クラブ(学童保育)

親が働いていて家庭にいない児童等のための事業です。設置と運営は、公設公営、公設民営、民設民営など、地域によって様々です。場所も、学校敷地内、児童館内、その他公共施設内、民家・アパートなど様々です。専任の指導員がいて、子どもの出欠を確認し親と連絡をとりあったり、おやつを食べたり、一緒に外遊びをしたり、生活全体を見るのが基本になっています。

放課後子ども教室

保護者の就労の有無を問わず、放課後や週末などに、地域の人たちの協力を得て、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ、体験・交流活動等の機会を提供しようというものです。運営形態は自治体によって違いますが、多くの場合学校内に設置され、利用は原則として無料、子どもたちを見守り、遊びをサポートする安全管理員や学習をサポートする学習アドバイザーといった人たちが配置されています。





参考になる情報源、 相談窓口

1. 制度や仕組みの理解のために

厚生労働省「主な制度紹介」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/>

労働局雇用均等室（所在案内）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

労働基準監督署（所在案内）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

2. 仕事と家庭の両立について知るために

(財)21世紀職業財団

<http://www.jiwe.or.jp/>

内閣府 仕事と生活の調和推進室

<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>



3. 妊娠・出産・子育て支援情報、 子育て支援サービスについて

厚生労働省「子ども・子育て支援」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/index.html>

子育て支援、保育関係、母子保健関係等、分野別に国の取り組みが一覧できます。

保健所、保健センター（所在案内）

<http://www.phcd.jp/HClis/HClis-top.html>

両親学級・母親学級・父親学級、乳幼児健診、予防接種などの窓口です。妊娠・出産・育児に関する各種相談ができます。

厚生労働省「小児救急電話相談#8000」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

全国共通の短縮番号#8000で、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

「女性にやさしい職場づくりナビ」(財)女性労働協会

<http://www.bosei-navi.go.jp/>

企業や働く女性に対して、母性健康管理に関する情報提供を行っています。

「男性の育児参加応援サイト」(財)21世紀職業財団

<http://www.ikujisanka.jp/>

企業が男性の育児参加を進める方策について、具体的な事例をまじえて紹介しています。

「フレーフレーネット」(財)21世紀職業財団

<http://www.2020net.jp/>

保育所・放課後児童クラブ等の育児サービスや、介護・家事等に関するサービスについての地域の具体的な情報を提供しています。

「再就職サポートサイト」(財)21世紀職業財団

<http://www.saisyuusyokusupport.jp>

再就職準備のための情報と再就職に役立つeラーニングを提供しています。

「ファミリー・サポート・センター」(財)女性労働協会

http://www.jaaww.or.jp/service/family_support/index.html

地域の子育てをサポートしあう会員制の組織です。保育所の送迎など、日常のサポートをしてくれる方をお住まいの地域で探すことができます。

「産科医療補償制度」(財)日本医療機能評価機構

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

この制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・介護のための補償金が支払われます。制度に加入している分娩機関の一覧が掲載されています。

NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会

<http://kosodatehiroba.com/>

全国で子育て支援に関わる団体等とネットワークを組み、子育てをめぐる情報の共有や相互交流を行っています。各地の子育てひろばが登録されています。

「i-子育てネット」(財)こども未来財団

<http://www.i-kosodate.net/>

全国の保育・子育て支援情報、子育てノウハウ情報や、児童福祉の制度について情報提供しています。

NPO法人ファザーリング・ジャパン

<http://www.fathering.jp/>

「子育てパパ力検定」をはじめ、各種の父親支援事業を行っています。父親向けのセミナー等も多数開催しています。

「とうきょう子育てスイッチ」子育て応援とうきょう会議

<http://tokyo.kosodateswitch.jp/>

行政サービスの検索やイベント情報の提供など、東京都内の子育てに役立つ最新情報を提供します。